CASH RADAR PB システム NMC FAX 通信

#701

■ 給与:社会保険料の「徴収時期」をご確認ください

本年の給与計算では3月に健康保険、4月には雇用保険の料率改定が行われます。 CASH RADAR PBシステムはいずれも自動メンテナンスで対応いたしますが、お客様は各会社データの「社会保険徴収時期」を今一度ご確認してください。

【社会保険徴収時期】

健康保険 ● 前月分徴収 ○ 当月分徴収

厚生年金 ● 前月分徴収 ○ 当月分徴収

厚生基金 ● 前月分徴収 ○ 当月分徴収

雇用保険 ○ 前月分徴収 ● 当月分徴収

勤怠情報

会社設定タブ[勤怠情報]-【社会保険徴収時期】欄

給与データ入力で自動算出される各種社会保険料の徴収対象と なる時期(月)を設定します。

3月の健康保険4月の雇用保険それぞれの新料率をいつの給与から適用するか、確認・設定を行って下さい。

3 月改定 健康保険料の場合

当月「25日」支給(当月締め当月払い)

	前月分徴収	当月分徴収
2025/2/25	従前の料率	従前の料率
2025/3/25	従前の料率	新しい料率
2025/4/25	新しい料率	新しい料率

翌月「5日」支給(当月締め翌月払い)

	前月分徴収	当月分徴収
2025/2/05	従前の料率	従前の料率
2025/3/05	従前の料率	新しい料率
2025/4/05	新しい料率	新しい料率

◇ (明日 2/26・夜) 給与・健康保険料率改定メンテナンス

CASH RADAR PBシステム給与「健康保険料率改定」の対応メンテナンスを明日 2/26(水)に実施いたします。

内容の詳細はサポートページをご確認ください。

CASH サポートページ



サポートページ:2025/2/19 掲載

発行元:株式会社エヌエムシイ(毎週火曜日発行)

TEL:03-5354-5201 / FAX:03-5354-5231

2025/2/25